

10月
スタート!

インボイス導入目前! 今ならまだ間に合う

インボイス制度 直前対策セミナー

免税事業者にも
影響する制度です!



カリキュラム

- ・インボイス制度とは?
- ・対象となる事業者は?
- ・登録事業者になるべき?
- ・インボイス制度による影響と実務のポイント、負担軽減措置等
- ・電子帳簿保存法の概要



令和5年10月より**インボイス制度**（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイスの発行を行うことができるのは適格請求書 発行事業者（登録事業者）に限られますが、インボイス制度は**免税事業者**を含めた全事業者にとって影響があるため、制度の概要を知り、対策を講じることが重要です。

また、令和6年1月より電子取引のデータ保存が義務化される**電子帳簿保存法**の対応を進める必要があります。本セミナーでは制度のポイントや準備すべき対策について解説を行います。

令和5年 **9月6日** 水 14:00 ~ 16:00

高槻商工会議所 4階大ホール 〒569-0078 高槻市大手町 3-46

【対象】中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

【定員】40名(先着順) 【受講料】**無料**

【講師】鈴木浩税理士事務所 税理士 鈴木 浩 氏(近畿税理士会茨木支部所属)

お問合せは…高槻商工会議所 中小企業相談所 TEL: 072-675-0484 FAX: 072-675-3466
ホームページからの申し込みはこちら⇒



※ 下記受講申込書に記入の上、FAXにてお申込みください。

「インボイス制度 直前対策セミナー」参加申込書

FAX: 072-675-3466

事業所名		業種	
所在地			
E-mail	TEL	FAX	
受講者			
役職名	氏名		
役職名	氏名		